

越監告示第9号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、水道課の現金監査を執行したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年3月24日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

- 1 都市監査基準等に準拠して監査を実施
- 2 監査の種類
随時監査(現金監査)
- 3 監査の対象
建設部水道課 監査執行期間 令和2年3月17日(火)
- 4 監査の着眼点
今回の監査は、地方自治法第235条の4及び地方公営企業法施行令第22条の6に基づき、水道課所管の公営企業会計に係る、現金、預金、有価証券等の在高、所在及び保管状況について監査を実施した。
- 5 監査の実施内容
提出資料をもとに関係職員から説明を聴取した。
- 6 監査の結果
今回監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。